

「福知山市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画2021）中間見直し（案）」
に対するパブリック・コメント募集結果

「福知山市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画2021）中間見直し（案）」に対するパブリック・コメントについて、御意見の概要とそれに対する市の考え方をとりまとめましたので報告します。

なお、いただきました御意見は、報告にあたり原則として要約したものを記載しています。

1 結果概要

- （1）募集期間 令和7（2025）年5月28日（水）から6月20日（金）まで
（2）提出者数 2名
（3）提出件数 8件
（4）回答分類

回答分類	説明	件数
①案を修正します。	いただいた御意見を基に案を修正します。	0
②今後の参考・検討とします。	案の修正はしませんが、いただいた御意見は今後の参考（検討）とします。	4
③素案のとおりとします。	御意見の反映や対応が困難、または、市の考え方と方向性が合致しない内容です。	4
④その他	素案の内容と直接な関係のない御意見・感想等	0

2 御意見の概要及び市の考え方について

NO.	案の項目	御意見の概要	市の考え方	回答分類
1	＜第2章-第2節-2＞ 市民・事業者・市（行政）等の役割 （6ページ）	人口減少に対応するには関係人口、交流人口を増やし、市民と同様の役割を果たしてもらうことで市民・事業者に負荷が偏重することがなくなる。そのため、ごみの分別や手続きのルールを汎用的なものにして啓発するのはどうか。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき本市が処理責任を負う一般廃棄物は、本市区域内から排出されるものに限られることから、本市にお住いの方及び本市内の事業者が本計画で想定する対象者となります。 分別ルール等については、本市のごみ処理体制を踏まえて定めており、市民の皆様の御理解により定着しています。 また、プラスチック使用製品ごみの再商品化に向けた容器包装プラスチックごみとの一括回収など、ルールの見直しについても検討しているところです。 引き続き市民の皆様、事業者の皆様には丁寧な周知啓発を行います。	③
2	＜第2章-第2節-3＞ 基本方針1 家庭から排出される食品ごみの減量啓発 （8ページ）	コンポスト容器を導入できるのは、スペース、臭気などの課題に対応できる家庭に限定されるので、生ごみ処理機の導入などに対する補助等を検討されたい。	生ごみ処理については、従来から機器等の補助を行うのではなく、各御家庭で取り組んでいただきやすいよう、生ごみたい肥化講習会の開催などに取り組んでいます。 こうした取組を継続し、食品ごみの減量に係る啓発を行います。	③

NO.	案の項目	御意見の概要	市の考え方	回答分類
3	＜第2章-第2節-3＞ 基本方針2 民間施設を利用した再生資源化（固形燃料化・熱利用）の取組 （10ページ）	産業廃棄物処理業の固形燃料化施設で、一般廃棄物のうち再生利用できないプラスチックごみや紙ごみを受け入れできるよう、一般廃棄物処理業の許可を出せるようにしてはどうか。	プラスチック使用製品ごみについては、中間見直し（案）19ページ以降に記載のとおり、民間の再商品化事業者と連携してリサイクルに取組むこととしています。 産業廃棄物として排出されるプラスチック使用製品ごみのリサイクルについても検討を始めており、プラスチック資源循環促進法に基づく取組の中で、リサイクル手法について整理していきます。 再生利用が難しい紙ごみについては、中間見直し（案）25ページ以降に記載のごみ処理施設のあり方の検討を進める中で、民間事業者からの情報収集を行いながら、焼却処理時の熱利用等について調査、研究を行います。	②
4	＜第2章-第2節-3＞ 基本方針2 民間施設を利用した再生資源化（固形燃料化・熱利用）の取組 （10ページ）	分別不可能な廃棄物を熱分解で発電するなど、新たな技術が生まれている。環境パークの発電設備として導入を検討してはどうか。	環境パーク内の施設整備については、中間見直し（案）25ページ以降に記載のとおり、今後の本市ごみ処理施設のあり方基本構想の策定に向けて取組みたいと考えています。 本市が実施可能なごみ処理体制については、民間事業者等からの情報収集により検討することとしており、いただきました御意見につきましても、その中で検討を行います。	②

NO.	案の項目	御意見の概要	市の考え方	回答分類
5	<第2章-第2節-3> 基本方針2 プラスチック類の適正処理 (10ページ)	プラスチック類の家庭における処理の一部簡素化と区分変更も考慮すべき。 中間見直しで比較対象とされた舞鶴、亀岡などの市では汚れが容易に落ちないプラスチック使用製品ごみは焼却となっているが、プラスチック類のリサイクル率は1%程度の差であるのに対し廃棄物の最終処分は福知山市が5%程度多い。これは、プラスチック使用製品ごみを除去しても最終処分量は減少しないということではないか。一方、プラスチック使用製品ごみの汚れの除去には水資源、および冬期の温湯使用によるエネルギー(Co2発生)が必要で、ごみ処理だけでなく環境全体のバランスを見る視点も必要と考える。	本市においては、プラスチック使用製品ごみは燃やさないごみとして分別収集し、破碎等の処理の後、埋立処分を行っており、焼却施設の能力や維持管理の面からプラスチック使用製品ごみの焼却による減容化は行っておりません。 そのため、今後実施するプラスチック使用製品ごみの再商品化の取組により、埋立処分せずに民間の再商品化事業者へ搬出することで、埋立処分量の減少と、資源化率の向上を図ります。 なお、プラスチック使用製品ごみ再商品化に伴い、中間見直し(案)19ページ以降に記載のとおり容器包装プラスチックとの一括回収への分別区分の変更を検討しているところです。	③
6	<第2章-第2節-3> 基本方針3 地域コミュニティや市民団体が行う資源化活動への支援 (11ページ)	自治会、校区レベルで行う資源化活動の情報共有プラットフォームの提供。 一部自治会ではデジタルプラットフォームを使用しているが、多くは回覧板など紙情報にとどまっている。誰もが容易に使えるプラットフォームの提供を行うと良いのでは。	本市が実施するごみの資源化等に関する情報や啓発については、広報誌やホームページなどの媒体を活用して容易に情報にアクセスいただけるよう取組んでいます。 各種団体によって実施される資源ごみの集団回収は、あくまで自主的な取組であるという考え方から、広報手段等についても各種団体に委ねています。	③

N0.	案の項目	御意見の概要	市の考え方	回答分類
7	<第2章-第3節> 基本方針1 重点施策 食品ロスの削減に向けて 取組めます。 (18ページ)	市内のスーパーやレストラン等から廃棄される食品ロスは市の焼却処理しかなくリサイクルとなっていない。市内にある堆肥化施設へ委託もしくは市でも食品リサイクルの施設を検討してはどうか。	食品ロス削減については、まず、家庭からの食品ロスを減らすための啓発に取り組んでまいります。 事業所からの食品ロスに関連した、市による食品リサイクル施設の検討としては、焼却時の熱利用やたい肥化などについて、中間見直し(案)25ページに記載のごみ処理施設のあり方の検討を進める中で、施設の適正規模やコスト等を踏まえ検討を進めます。	②
8	<第2章-第3節> 基本方針2 重点施策 プラスチック資源循環促進法に基づく取組を推進します。 (19ページ)	市独自のプラスチック使用製品ごみ再商品化手法「ふくちやまモデル」のバリュープロポジション(提供価値)を示すべきではないか。 ふくちやまモデルのバリューが読み取れず、結果として回収の変更の意味が見えず、制度変更による混乱の懸念だけが残る。	中間見直し(案)に記載のとおり、プラスチック使用製品ごみ再商品化「ふくちやまモデル」の推進にあたっては、今後モニタリングの実施等により事業効果や実施体制の検討を行うこととしております。そのため、取組のより詳細な内容は今後定めることとなります。 また、一般廃棄物処理基本計画は、本市における長期的な施策についての基本的事項を定めるものであるため、「ふくちやまモデル」の内容については、年度ごとの具体的な取組を定める一般廃棄物処理実施計画にて記載したいと考えております。 その際、「ふくちやまモデル」の目的や意義について、市民の皆様には丁寧な周知啓発を行います。	②